

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 障害者の雇用確保・維持に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者雇用については、令和2年6月1日現在で、実雇用率 2.29%となりましたが、法定雇用率を達成している企業の割合は 56.2%と、半数近くの企業で未達成となっている状況です。

また、令和3年3月1日から、法定雇用率が 2.2%から 2.3%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も従業員 45.5人以上から 43.5人に広がりました。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務時間の短縮や休業による自宅待機の状況が継続的に発生していることから、今後の生活や就労の継続に不安を抱いている障害者が多いと思われまます。

こうした厳しい雇用情勢の中、国では、雇用調整助成金の特例措置を拡大するなど、雇用の下支えに努めております。

さらに、法定雇用率の引上げを見据え新規の求人を募集する事業所もあるなど、採用意欲の高まりも見られることから、県においては、障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通して、雇用の拡大に向けた支援を行っているところです。

貴連合会の構成団体および企業の皆様には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者が、その希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、各構成団体および企業に対し、障害者の一層の雇用促進と定着に向けた積極的な取組を促していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和3年3月30日

滋賀県中小企業団体中央会 会長 北村 嘉英 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三日月大造

